ワクチンハラスメントについて

新型コロナウイルスワクチンの接種については、発症予防効果や発症後の重症化を予防する効果が確認されています。しかし、ワクチン接種後に体内で免疫ができる過程で、接種部位の痛み、発熱、倦怠感などの症状が現れることがあります。体質や持病などの理由でワクチン接種ができない人もいます。

ワクチンは、接種を希望する人が受けるもので、全員に接種を強制するものでは ありません。周りの人に接種を強制したり、接種を受けていない人に対して差別的 な扱いをしたりしないでください。

<参考>市内在住の人の接種率

| 接種率 | 全対象者 | | |
|-----------|---------|-----------|----------|
| | (1)+(2) | 12~64歳(①) | 65歳以上(②) |
| 10 *1 | 75.97% | 68.48% | 89.32% |
| 2 🗆 🗎 * 2 | 70.85% | 60.84% | 88.70% |

- ※1 9月20日現在。接種率は国のワクチン接種システム(VRS)から
- ※2 1回目の接種実績から算出した9月末時点の予測値

市独自!

藤岡市事業者継続支援金

新型コロナウイルス感染症の影響で売上が減少した市内事業者に対し、支援金を給付します。

支給金額 1 事業者 5 万円(1 回限り)

対 **象** 市内に事業所や店舗を有し、「まん延防止等重点措置」または「緊急事態措置」の影響を受けた、次の要件を満たす事業者

▷前年または前々年の同月比で事業収入が20%以上減少

している

○営業時間短縮要請に協力した飲食店などと取引がある、 または不要不急の外出や異動の自粛などによる直接的

な影響を受けた

申請期限 12月28日(火)

その他 支給要件などの詳細は市ホームページを参照してください

問い合わせ 商工観光課(☎402319)





新しい日常生活の安全・安心のために

ワクチン接種が進む中、国は新たな行動制限の緩和に向けた考え方を示し、県も経済施策を打ち出しました。宣言解除後の社会経済回復には、さまざまな理由でワクチンが接種できない人も含めて、すべての皆さんの「安心」が前提となります。藤岡市では、事業者支援策や活動再開に伴う感染防止策を展開するとともに、若年層の接種推進、今後必要となる接種に応じた体制構築など、重層的なコロナ対策を継続します。社会活動再開の際には徹底した予防策を実施し、感染抑制時にこそ次の波に備える。新しい日常生活の「安全」を確保するため、常に先々を想定して取り組みます!

新型コロナウイルス

問い合わせ 市コロナワクチン相談コールセンター(☎027・212・0266) 健康づくり課(☎221211(代表))

ワクチン接種が進んだ後の日常生活に向けて

- ▶ ワクチン接種の進捗や医療提供体制の強化により、感染拡大が生じても医療の 逼迫などによる市民の命や健康を損なう事態を回避する

本市においては、ワクチン接種をした人が全体の75%を超えていますが、「ワクチン接種をしたから感染しない」わけではありません。 ワクチン接種を受けた人も受けていない人も、共に社会生活を営んでいきますので、引き続き、新型コロナウイルスに「自分がかからない」・「周りの人にうつさない」ように感染予防策の徹底をお願いします。

基本的な感染防止策を継続しましょう











学校生活においては、2学期の開始から9月末までをコロナ対策強化月間と定め、通常登校を行い、感染予防対策を実施しています。

10月以降も基本的な感染予防 対策の徹底を継続しつつ、国・ 県や社会の動向を見極めながら、 部活動や課外活動の再開を目指 しています。



▲ オンラインを活用したチャレンジウィーク

広報ふじおか 令和3年10月1日号 広報ふじおか 令和3年10月1日号